

佐倉市とイオンリテール株式会社、並びにイオンタウン株式会社の地域貢献協定

佐倉市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）、イオンタウン株式会社（以下「丙」という）は、相互の連携を強化し、佐倉市における市民サービスの向上と地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり地域貢献協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙、丙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 佐倉市の魅力発信に関する事
- (2) 子育て支援に関する事
- (3) 健康づくり・食育に関する事
- (4) 高齢者・障害者支援に関する事
- (5) 観光振興・スポーツ振興に関する事
- (6) 暮らしの安心・安全に関する事
- (7) 青少年の健全育成に関する事
- (8) 災害対策に関する事
- (9) 環境保全・環境活動の支援に関する事
- (10) その他市民サービスの向上や地域の活性化に資する事

2 甲と乙、丙（乙丙の指定する乙丙の関係会社を含む）は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙合意の上、決定する。

3 乙丙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙丙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

（協定の見直し）

第2条 甲または乙丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙がそれぞれ押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成28年 6月 6日

甲 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市長 藤 和雄



乙 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンリテール株式会社
代表取締役社長 岡崎 双一



丙 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンタウン株式会社
代表取締役社長 大門 淳

